

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿 部 宣 男

被告 松 崎 参

準備書面(3)

2015(平成27)年8月7日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲



弁護士 平 松 真 二 郎



弁護士 湯 山 花



第1 はじめに

平成27年6月5日付被告準備書面(2)では、被告の主張として、まず、表現の自由の保障の意義、特に政治言論については最大限保障されなければならないことを明らかにし、原告が指摘する被告のTwitter及びFacebookにおける発言が、被告の区議会議員としての政治活動そのものであり原告に対する損害賠償責任を問われる違法が存しないことを明らかにした(被告準備書面(2)第1項)。

次に、被告のTwitter及びFacebookにおける発言によって、原告の社会的評価は低下していないことを明らかにし、被告の発言が名誉棄損には当たらないことを明らかにした(被告準備書面(2)第2項)。

続いて、表現の自由と名誉棄損との関係であるが、まず、論評と事実適示を判別して、論評における名誉棄損については、前提となる事実から合理的な推論過程を経た評価である限り、できる限りの自由な価値判断の公表を認める法理に照らして、被告のTwitter及びFacebookにおける発言は、前提となる事実を踏まえた合理的な推論に基づく論評であり名誉棄損には当たらないことを主張した(被告準備書面(2)第3項 抗弁主張その1)。

最後に、被告のTwitter及びFacebookにおける発言が事実の適示に当たるとしても、公共の利害に関する事実であり、目的の公益性、内容の真実性から被告には違法性がなく、事実の適示としても名誉棄損には当たらないこと

を主張する（被告準備書面（2）第4項 抗弁主張その2）。

被告準備書面（3）では、訴状21頁第5記載の「不正」に類する事実指摘による名誉棄損について、被告準備書面（2）同様の整理を必要とするものであるが、とりわけ、被告準備書面（2）第1項及び第2項記載の主張は重複するものであるから、本書面においては、抗弁主張1および2を中心に主張する。

第2 被告の主張

1 論評における名誉棄損法理（論評と事実摘示の判別）（抗弁主張1）

(1) 政治活動に関する論評の権利と論評される側の受忍義務

被告準備書面（2）に記載したとおり、公正な論評は、表現の自由の一形態としての論評の自由を尊重し、論評の基礎とした事実に誤りがなければ、できる限りの自由な価値判断の公表を認めるべきであり、公職者の不正行為に関する論評は、民主的政治（地方自治）の土台としての表現の自由・報道の自由が最大限に尊重されるべきで、「真実性のある表明事実を主要基礎とし、その経緯事実や周辺事実から推論した表明事実について、真実であること、真実であると信ずるについて相当な理由があることの完全な証明がなくても、疑念、疑惑として合理的な根拠があり、国民、政党、議会等あるいは司直の手によって今後の更なる真実究明をする必要があることを社会的に訴えるために、これを意見ないし論評として表明することは民主的政治の維持のために許容されるべき」としているのである（東京高判2002年（平成14年）5月23日判時1798号81頁）。

この高裁判決は、民主主義社会における政治家の不正行為疑惑という高度に公共性のあるテーマに関する論評の重要性を正しく評価し、これを保護したものとして広く支持されている。

論評のテーマ、当該記述の全体構成や内容から、論評と事実の摘示の判別が困難な場合がありえるが（その意味で、上記最判も、あくまでも刑事被告人の犯罪事実と報道記載をめぐる名誉棄損事件の事例判決にすぎない）、被告の本件各記述は政治的批判論評の典型例というべきものであり、最高度に「論評の自由」が尊重されなければならない。

(2) 被告の論評の合理性

ア 原告が「不正」に類する事実指摘による名誉棄損であるとして主張する被告の論評としての行為は以下のとおりである。

(ア) 平成26年4月4日 Facebook（甲1・104頁）

『板橋区を懲戒免職されたホテル博士・阿部宣男さんが、「処分は不

当」と訴えた記者会見でマスコミに配布した資料を見て驚きました。これでは、「事実証拠」どころか「犯罪の証拠」です。能登町の公社との契約に「板橋区ホテル生態環境館館長」と捺印していますが、「館長」は単なる通称にすぎず、板橋区にはホテル館「館長」というポストは存在しません。また阿部さんには板橋区を代表して他団体と契約できる権限はありません。館長でもないのに「館長」と偽って契約したのはまるで、詐欺です。』

(イ) 同年4月19日 Facebook (甲1・89頁)

「区民をだまし、特定業者に便宜供与し、不正を行った公務員は弱者ではありません」

(ウ) 同年5月15日 Facebook (甲1・54頁)

「板橋区ホテル生態環境館(旧・ホテル飼育施設)の元飼育職員(ホテル博士)が関わった他団体のホテル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの。」

(エ) 同年6月9日 Facebook (甲1・35頁)

『板橋区の元職員の阿部宣男さんが、懲戒免職処分を不服として区長を提訴しました。元職員の会見を報じた新聞には「訴状では『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2012年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しない、などと主張した」(朝日新聞6月6日)と書かれています。しかし、09(平成21)年7月の契約書は、阿部さんが示したもので、阿部さんも3月の会見でマスコミに配布した資料です。「09年7月に業者は存在しない」というなら、阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽造したことも疑われます。もともと、この業者には法人としての実態がないので、設立日などは、どうにでも主張できます。』

イ そして、原告は、かかる被告の Facebook 上での発信行為について、原告があたかも詐欺や公文書偽造などの行為を行ったかのように指摘し、原告が犯罪行為を行った反社会的人物であるかのような評価を与え、あるいは原告が、区の業務命令に基づかず、独自の行為を行い、あたかも権限外行為をしたかのような評価によって、原告の品性、信用を失墜させたと主張する。

ウ しかし、被告は、2014(平成26)年4月3日に行われた原告の懲戒免職処分に対する記者会見上で配布された資料(乙6ないし乙8)に基づき上述の発信行為をしている。また、かかる資料によれば、原告が、「板橋区ホテル生態環境館館長」という実在しない名義を用い

ており、ましてや個人印を用いて能登町との間で契約しているのであり、権限がないにもかかわらず契約を締結したことが明らかであると評価するに至ったものである（乙6）。

さらに、懲戒免職処分理由から、原告が特定業者に対し、便宜供与をしていることも発覚したため、原告が不正を行ったものであると判断したものである。

そして、上記(2)ア(エ)の被告の発言は、原告が訴状において『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2012年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しない」と主張した点(乙9)と資料(乙8)との整合性が全くないことを指摘したものである。

以上からすれば、被告は事実関係を踏まえた合理的な推論に基づいた論評をしているにとどまるというべきであり、また、公務員による不正行為を糾弾するという高度に公共性のあるテーマに関して論評をしているのであって、正当な政治活動(表現行為)として許容されるべきである。

なお、仮に、被告の論評に事実の摘示が含まれると評価されるにしても、論評テーマの最高度の公共性と、論評内容の合理性により、名誉棄損の違法性は阻却される。被告のTwitter及びFacebookにおける発言は公益目的の正当な行為であるというべきである。

2 事実の適示であるとして名誉棄損には当たらないこと

(1) 名誉棄損と表現の自由

被告準備書面(2)に記載しているとおり、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつその目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、前提としている事実の重要な部分について真実性の証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に前提としている事実につき真実性の証明がないときにも、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されるというのが、わが国ではほぼ確立した判例となっている(最高裁昭和56年4月16日「月刊ペン事件」、最判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁等)。

そして、刑法第230条の2第3項が公務員に関する事実に係るときは、公共の利害に関する事実の摘示であること及び摘示して目的が公益を図る

ことにあることは、名誉棄損罪の成否においてその存否を問わないとして
いるところ、かかる趣旨は、公務員に関する事実に係るときは自ずと具備
されたものと擬制されるからである。この法理は、民事上の名誉棄損につ
いてはそのまま妥当するわけではないとしても、同条項の趣旨は、民事上
の名誉棄損の成否においても十分考慮されるべきである。

なお、真実性の証明については、表現行為の重要な部分について真実性
の証明があった場合には、当該表現行為は不法行為を構成しないとされる
(最高裁昭和58年10月20日)。そして、真実性の判断時は、事実審の
口頭弁論終結時に客観的に判断すべきであり、名誉棄損行為時の時点では
存在しなかった証拠を考慮することも許されている(最高裁平成14年1
月29日)。

○ (2) 発言の対象が公共の利害に関するものであったこと

上記第2の1(2)被告の論評の合理性において記載した被告の発信行
為は、原告が懲戒免職処分となる原因事実たる①石川県鳳珠郡能登町及び
イノリー企画にかかる事実(クロマルハナバチの飼育販売に関与していた
こと)及び②静岡県駿東郡小山町にかかる事実(ホテル再生事業としての
ホテル水路整備委託への関与)を明らかにするものである。

ア ①石川県鳳珠郡能登町及びイノリー企画にかかる事実(クロマルハナバ
チの飼育販売に関与していたこと)

(ア) クロマルハナバチの飼育販売への関与

原告は、板橋区ホテル生態環境館施設における在来種クロマルハナバ
チに関する業務提携について、上司の判断を仰がず、また、区的意思決
定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、イノリー企画との間で
業務提携契約書を交わしている。

○ 契約の締結においては、その所管に属する事務・事業の執行に関して、
「東京都板橋区契約事務規則」(昭和53年東京都板橋区規則第21号)
(乙11)による所定の意思決定及び事務手続きを経て行われなければ
ならず(同規則59条以下)、原告はこれに反して、ホテル施設ないしホ
テル施設館長の名義を用いて、契約を締結しているのである。

(イ) 事業者へのホテル施設の提供と生態確認作業の実施

また、行政財産を貸し付け、あるいは使用を許可するためには「東京
都板橋区公有財産規則」(昭和39年東京都板橋区規則第21号)(乙1
2)による所定の意思決定及び事務手続きを経る必要があるにもかかわら
ず(同規則24条以下)、原告はこのような手続きを踏むことなく、ホタ
ル施設所在地を住所地とし事業を開業することを容認し、また、イノリ
ー企画がホテル施設を所在地としてクロマルハナバチを売買することを

知りながら原告自らも積極的に関与してこれを認め、特定の事業者に対して便宜供与をおこなった。

(ウ) このように、原告が不正行為をし、これにより原告が懲戒免職されたのは事実である。原告が板橋区職員として板橋区の事業として行っていたホタル飼育事業に付随して、原告が不正を行っていたことを指摘することは、区の事業として行われ税金を利用して事業への批判であって、公共的事項に関する事実である。

イ ②静岡県駿東郡小山町にかかる事実（ホタル再生事業としてのホタル水路整備委託への関与）

(ア) 平成23年度多目的グランド脇ホタル水路整備委託

原告は、平成24年2月1日から平成24年3月21日に静岡県小山町で施工された「平成23年度多目的グランド脇ホタル水路整備委託」において、有限会社ルシオラを紹介し施工させることにより、同事業者に6,594,000円の利益をもたらしている（乙7）。有限会社ルシオラから静岡県小山町長あてに提出された「業務代理等通知書」（乙7）によれば、原告は同事業者の主任技術者と記載され、同水路整備委託に携わっていた。

原告が一営利企業たるルシオラの主任技術者に就任するには板橋区長の兼業許可が必要であるにもかかわらず（昭和53年特別区人事委員会規則第16号（乙13）2条）、原告はこれに反していることは明らかである。

(イ) 特許料の免除

さらには、上司に判断を仰がず、また、区的意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず「板橋区ホタル生態環境館 阿部宣男」として、平成24年5月10日付文書で静岡県小山町宛てにホタル飛翔に関する事項〔最低5年間〕（乙8）を提出し、板橋区に歳入すべき特許実施料金を免除する旨を約束している。

特許発明の実施の許諾をする際には、所定の実施料金を申請者から徴収することになっているにもかかわらず（ホタル飼育事業に係る板橋区著作権及び特許検討に関する要綱）（乙14）、原告の独断で実施料金を徴収しないこととし、小山町に対して実施料金を免除する旨を約束する内容不正の書面を提出しているのである。

(ウ) このように、原告が不正行為をし、これにより原告が懲戒免職されたのは事実である。原告が板橋区職員として板橋区の事業として行っていたホタル飼育事業に付随して、原告が不正を行っていたことを指摘することは、区の事業として行われ税金を利用して事業への批判であつ

て、公共的事項に関する事実である。

(3) 事実を摘示した目的が公益を図ることにあったこと

公益を図る目的とは、事実を摘示した目的が公益に関係づけられており、公的活動とは無関係な単なる人身攻撃や私怨に基づくものではないことをいう。

本件では、被告は、板橋区議会議員であり、区政や税金の使途等について調査し問題があれば追及するべき立場である。原告が懲戒免職されたこと及び懲戒免職された経緯、理由について調査するとともに、これを公表することは、区議としての当然の職務である。被告は、ホテル飼育事業を巡る疑惑を解明することを目的とし、その調査から、原告が不正行為の末懲戒処分されるに至ったことを知り、発言したのであって、その目的は公益を図ることにあることは明らかである。

(4) 摘示した事実が真実であること（真実と信じたことが合理的であること）

ア 適示した事実が真実であること

(ア) 本件においては、原告が、権限がないにもかかわらず、クロマルハナバチの飼育販売について、ホテル施設ないしホテル施設館長の名義を用いて、分掌業務外の契約の締結をおこない、また、イノリー企画がホテル施設を所在地として蜂を売買することを知りながら原告自らも積極的に関与してこれを認め、特定の事業者に対して便宜供与をおこなった。

原告は、板橋区の職員であり、上司の判断を仰ぎその指揮監督の下で職務上の命令に従って行為すべき立場であるにもかかわらず、「板橋区ホテル生態環境館館長」といった実在しない名義を使用しており、かかる権限を板橋区が与えていないことは、板橋区が認めているところである。

さらに、ホテル水路整備工事への関与についても、原告は、必要な手続きを経ずに主任技術者となり、特許料を免除していることは書面上からも明らかである。

したがって、被告の摘示した事実は真実である。

(イ) なお、板橋区の調査結果により、すでに次の事実が判明しており、上述の被告の摘示した事実は真実であることが証明されている。

① 原告は、板橋区に無断で、「板橋区ホテル飼育施設」を当事者として、平成21年7月1日付で、イノリー企画との間で、板橋区ホテル飼育施設がクロマルハナバチの飼育費用を負担することなどを内容とする業務提携契約書が締結されていること

② 原告は、板橋区に無断で、「板橋区ホテル生態環境館」を当事者と

して、平成23年4月1日付で、イノリー企画及び財団法人能登町ふれあい公社との間で、板橋区ホテル生態環境館がクロマルハナバチの品質を保証することなどをないようとする売買契約を締結し、当該契約に基づいて、クロマルハナバチの生態の確認作業を行っていたこと

③ 板橋区が事業者によるホテル施設の使用について何ら意思決定をしていないにもかかわらず、原告は、駒野氏（イノリー企画代表者）が事業者の住所地をホテル施設の所在地として、イノリー企画を屋号とする個人事業の開業等届出書を板橋税務署に提出することを追認し、また、イノリー企画（綾部氏）がその配送本をホテル施設として財団法人能登町ふれあい公社に継続的にハチの配送を行うことを容認していたこと

④ 原告が小山町に、原告が深くその事業に関与するルシオラという区内の特定事業者を紹介した結果、小山町と同社でホテル水路整備業務委託に係る随意契約が締結されたこと

⑤ 任命権者の許可を得ていないにもかかわらず、ルシオラから原告を主任技術者とする平成24年2月1日付「業務代理人等通知書」と題する文書が小山町に提出されていたこと

⑥ 小山町と板橋区との間で、特許発明の実施の許諾に関する契約の締結が必要であるにもかかわらず、原告は上記契約の締結を不要と独断し、平成24年5月10日付「ホテル飛翔に関する事項〔最低五年間〕と題する文書を、「板橋区ホテル生態環境館 阿部宣男」との名義で、小山町に提出して実施料金の徴収を免れさせたこと

イ 摘示した事実が真実であると信じたことが合理的であること

また、仮に被告の摘示した事実が真実ではないとしても、以下の通り、被告が摘示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由がある。

この点、相当性の判断時は、名誉棄損行為当時の行為者の認識内容が問題となるため、行為時に存在した資料に基づいて検討することが必要となる。

本件では、被告がかかる発言をした平成26年4月4日時点において、すでに、板橋区資源環境部環境課は、ホテル館について調査をしており、これにより、被告は原告から報告されていた事実と調査結果との乖離を知っていたため、原告に対する不信感を募らせていた。

そして、原告が懲戒免職処分について記者会見を開いた際に配布された資料によれば、原告が実在しない名義を使用していることがあき

らかであり、板橋区から権限が与えられていないことは一見明白である。

また、主任技術者欄に原告の名前がある業務代理人等通知書や、特許料免除を示す書面が、記者会見上で資料として配布され、これとともに懲戒免職処分の理由が示されれば、原告が法令違反行為及び権限外行為を行ったことは明らかである。

したがって、被告は、ホテルの再生事業の実態を認識・理解し、さらに配布された資料上からも明らかに原告が権限外行為及び法令違反行為をおこなったことが推察されるため、被告には、摘示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったというべきである。

以上